

皇室永続への道を熟慮された上皇陛下

（京都産業大学名誉教授） 所 功

「高齢譲位」の「ご」意向と実現

上皇陛下は日本国憲法の定める「象徴」の在り方を常に自問自答しながら、国家・国民のために尽くして来られた。それによつて、国民の大多数から（海外の人々からも）皇室に対する親しみを広げ、敬いを高められたことは確かであろう。

しかも、「象徴としての務め」を天皇ご自身が担い続けることこそ重要と考えられ、終身在位を定める皇室典範に対し、高齢を理由に壮齢の皇太子殿下に生前退位（譲位）する「ご」意向を示された。その結果、国会で皇室典範の特例法が制定され、平成三十一年（令和元年）三月九日、それによつてスムーズな世代交代が実現された。

皇族女子の果たす役割

また、平成十七年（二〇〇五）皇女の清子内親王（36歳）が黒田慶和氏（40歳）と結婚された際、当時の「宮内庁幹部」によれば、「結婚後も皇室に（皇族として）とどまり、ご両親を支えてほしいと願い準備したが、かなわなかつた」と伝えられる（『読売新聞』令和七年五月十五日朝刊）。天皇ご自身もお誕生日記者会見で、「女性皇族の存在は、その場の空気に優しさと温かさを与え、人々の善意や勇気に働きかけてくれる」と述べられた。これは皇室典範の第十二条による皇族女子の皇籍離籍に再検討を暗示されたものと挙察して大過ないであろう。

その平成十七年に小泉純一郎首相のもとで進められた「皇室典範改正」有識者会議から皇位繼承者の長子優先（女性・母系天皇容認）案と皇族女子（内親王・女王）当主の宮家創設案を提示された。しかし、翌年四月秋篠宮家に悠仁親王が誕生され、両案とも棚上げにされた。

それによつて、当時の天皇は、皇族男子がえられたことを喜ばれると共に、皇族女子の減少状況に心を痛められたとみられる。その御意向を代弁したのが、同十九年六月まで十年余り侍従長を務めた渡邊允氏である。

皇族女子の宮家創設案

それは、同二十三年（二〇一一）十二月出版された同氏著『天皇の執事』の文春文庫版に加筆した「皇室の将来を考える」と題する長い後書きにより公表された。

その中に「例え、内親王さまが結婚されても、新しい宮家を立てて皇室に残られることが可能になるように、皇室典範を手直しする必要がある」「これは一日も早く解決すべき課題」「皇位繼承に関する決定は現状のままにして・・・将来の世代が決めるべき」と明示されている。

それが間もなく羽毛田信吾宮内庁長官から野田佳彦首相に伝えられ、いわゆる女性宮家の検討が始まった。それは、内閣の交替により再び棚上げとなつたが、平成二十九年（二〇一七）六月の「皇室典範特例法」の成立に先立ち、国会（与野党）の全員で「附帯決議」を行い、「政府は、安定的な皇位繼承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族（女子）方の御年齢からしても、先送りすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法（高齢退位）施行後、速やかに・・・検討を行ひ・・・国会に報告すること」を求めている。

それを受け、政府が更めて有識者会議を開き、その報告書に基づき政府案を纏めて国会に報告し、与野党の協議が今に至つてゐる。このような経緯をふまえれば、「皇族数の確保」三案のうち、「皇族女子が結婚後も皇室に留まる」ことのできる法改正の実現にこそ努力すべきであろう。

もし、これが実現すれば、皇女の敬宮愛子内親王（24歳）が結婚して新宮家の当主となり、皇族としての公務分担も続けることが可能になる。それは決して皇位の継承を目的とすることではない。ちなみに、上皇陛下は85歳で譲位されたが、もし今上陛下（65歳）も85歳で高齢譲位されると仮定すれば、その二十年間に皇族としてご両親の両陛下を最も身近に支え続けられることは、大きな意味があるにちがいない（関連して二〇日の別稿も参照して頂きたい）。（令和七年十二月二十三日）